

習志野市広告掲出に係る広告主の決定基準

平成17年2月24日
習志野市広告掲出審査委員会決定
平成17年12月26日改正
平成19年5月28日改正
平成20年2月21日改正
平成20年11月20日改正

この基準は、習志野市広告掲出の取扱いに関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、基本要綱第4条各号に該当する広告主の優先順位を定めるものであり、広告主の決定は、次に掲げる順位に従い判断するものとする。

ただし、同順位の広告主が複数あるときは、主たる事務所の所在地に配慮するものとし、さらに、複数あるときは抽選により決定するものとする。

なお、この基準は、社会情勢等の変化により必要に応じ、見直しするものとする。

第1順位 公益性を有する企業や事業を営むものに該当するもの

国、公営競技を除く地方公共団体、官公庁の外郭団体、公営企業、公団、財団、日本放送協会、商工会議所、病院等医療機関等

第2順位 市民の日常生活に関連するものに該当するもの

東京電力、東京ガス、東日本旅客鉄道ほか市内に路線を有する鉄道会社、京成バス等のバス会社、NTT等通信関連会社、日本郵政グループ、JCN船橋習志野等放送関連会社、デパート、スーパーマーケット、小売店・商店会、銀行、信用金庫、信用組合、JA千葉みらい、NPOや自主グループ会員募集等

第3順位 市民が利用するレクリエーション施設等に関連するものに該当するもの

スポーツ施設、美術館、遊園地、ホテル・旅館、将棋・碁会所、展覧会・演劇・コンサート・美術展その他各種催しの案内、公営競技等

第4順位 その他、広告を掲出できる条件を満たすものに該当するもの

私立学校法に基づく私立学校、人材募集関係、自営業者の仕事紹介、書道教室の生徒募集等